

SSBJの審議動向

(第48回サステナビリティ基準委員会)

有限責任 あずさ監査法人



サステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、2025年2月6日、第48回サステナビリティ基準委員会を開催しました。本稿では、審議で取り扱われた主要な論点の検討状況をまとめています（本稿は、同日時点の情報に基づいて記載しています）。

SSBJは、2024年3月29日に、日本のサステナビリティ開示基準の公開草案（以下、公開草案という）を公表し、広くコメント募集を行いました（コメント期限：2024年7月31日）。公開草案に対しては、さまざまな利害関係者から100通を超えるコメントが寄せられており、SSBJでは、当該コメントを踏まえ、その対応について再審議しています。

2025年2月6日に開催された第48回サステナビリティ基準委員会で審議された事項は、以下のとおりです。

審議された事項

1. [IFRS S2号改訂への対応](#)
2. [世界産業分類基準（GICS）の取扱い*](#)
3. 「サステナビリティ開示基準の適用」の文案*
4. 「一般開示基準」の文案*
5. 「気候関連開示基準」の文案*
6. 「公表にあたって」の文案

*：審議において、公開草案の内容を一部変更することが提案されている項目

本稿では、このうち、上記1および2（下線項目）について、解説します。なお、同日の審議では、可能であれば2025年2月19日開催予定の次回委員会において、SSBJ基準の公表議決に関する審議を行いたい旨が事務局より説明されています。

(参考) 上記3から5の適用基準、一般基準、気候基準については、公開草案後の再審議等を踏まえた修正案が審議されています。また、上記6については、これらのサステナビリティ開示基準の公表のための「公表にあたって」の文案が審議されています（上記3から6のいずれも審議資料は非公開）。

1. IFRS S2号改訂への対応

	SSBJの審議（事務局の提案）	公開草案からの変更	公開草案の条文
(1)	国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）よりIFRS S2号 ¹ の改訂案が公表された場合、当該改訂案についてSSBJにおいて審議のうえ、コメントを提出する	-	-
(2)	ISSBよりIFRS S2号の改訂案が公表された場合、その内容をSSBJ基準に取り入れるかどうかについてSSBJにおいて審議のうえ、速やかにSSBJ基準 ² の改正に関する公開草案を公表する	-	-
(3)	ISSBが2025年中にIFRS S2号の改訂を確定させた場合、2026年3月末までにSSBJ基準の改正を確定させることを目標とする	-	-
(4)	改正後のSSBJ基準は、関連する改訂後のISSB基準が可能となった日以後、適用可能とする旨の定めを含める	-	-

IFRS S2号改訂への対応

（IFRS S2号の改訂案の方向性）

ISSBでは、IFRS S2号を導入するにあたり識別された適用上の課題に対応するため、IFRS S2号の修正について議論がなされており、2025年1月29日開催されたISSBボード会議では、次の内容の修正が提案されています。

- 産業別に分解したファイナンス・エミッション等の開示において、特定の状況において世界産業分類基準（GICS）以外の産業分類システムを使用することを許容する一方、使用した産業分類システムとそれを選択した基礎等について説明を求める（[2.世界産業分類基準（GICS）の取扱い参照](#)）
- スコープ3「カテゴリー15」の投資に関連する温室効果ガス排出の測定および開示の範囲をファイナンス・エミッション（ただし、デリバティブを除く）に限定し、ファシリテーションに係る排出ならびに保険および再保険産業における引受活動に関連する排出を除外することを明確にする
- 温室効果ガスをCO₂相当量に変換するにあたり、法域の当局または企業が上場する取引所から要求されている場合、最新ではないIPCC³の評価における、100年の時間軸に基づく地球温暖化係数を用いることを許容する
- 法域の当局または企業が上場する取引所が、GHGプロトコル⁴とは異なる方法を用いることを要求している場合の容認規定について、連結グループ全体のみならず、グループ内の一部の企業にも適用可能であることを明確にする

ISSBは、上記修正提案に関するIFRS S2号の改訂案を、2025年第2四半期に公表することを予定しており（コメント期間は60日）、2025年中に確定することを目指しています。

（審議の方向性）

第45回のサステナビリティ基準審議会における審議では、ISSBがISSBTM基準⁵を改訂した場合、SSBJ基準上の取扱いについて可及的速やかに検討を開始することとしていました（[第45回SSBJの審議状況](#)「確定基準公表後の対応」参照）。

1 IFRS S1号「気候関連開示」（以下同様）

2 SSBJが公表するサステナビリティ開示基準（以下同様）

3 気候変動に関する政府間パネル

4 温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）

5 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表する「IFRS[®]サステナビリティ開示基準」（以下同様）

また、ISSBの改訂案は、SSBJを含む世界各国の基準設定主体等から寄せられた要請を受けて提案されるものであり、方向性としては賛同できるものが多いと考えられることから、ISSBよりIFRS S2号の改訂案が公表された場合、SSBJにおいて審議のうえ、当該改訂案に対してコメントを提出するとともに、速やかに（ISSB基準の改訂の確定を待たずに）SSBJ基準の改正に関する公開草案を公表する方向性で検討されています。

また、ISSBが2025年中にIFRS S2号の改訂を確定させた場合には、2026年3月末までにSSBJ基準の改正を確定させることを目指し、早期適用可能⁶とする方向性で検討されています。

（審議資料）[第48回サステナリティ基準委員会審議資料—審議事項A2-1](#)

2. 世界産業分類基準（GICS）の取扱い

SSBJの審議（事務局の提案）	公開草案からの変更	公開草案の条文
(1) 産業別に分解したファイナンスド・エミッションおよびグロス・エクスポートの開示を求め、その産業分類にGICSを使用することを求めるものの、 <u>当面的間、産業別に分解したファイナンスド・エミッション等の開示をしないことができる旨を経過措置として定める</u>	有	気候基準案 ⁷ C8項、C9項
(2) 結論の背景において、 <u>ISSB基準が改訂された場合には、SSBJ基準においても同様の改正を行うかどうかの議論を行う予定</u> であることを記述する	-	-

世界産業分類基準（GICS）の取扱い

（公開草案に寄せられたコメント）

SSBJでは、ISSB基準との整合性を図るため、ISSB基準の要求事項をすべて取り入れることを基本方針としており、2024年3月に公表した公開草案では、ISSB基準と同様に、産業別に分解したファイナンスド・エミッション等の開示にあたり、GICSの産業分類を用いることが提案されていました（気候基準案C8項およびC9項）。

しかし、この公開草案に対しては、市場関係者より、GICSの使用を要求することは特定の民間企業へのライセンス料の支払を義務付けることになるため適切ではないとの懸念が寄せられました。

（IFRS S2号の改訂案の方向性）

GICSの使用については、2025年1月29日開催されたISSBボード会議において、次のようにISSB基準を修正することが提案されています。

- 融資活動および投資活動を分類するにあたり、全部または一部において既にGICSを用いている場合には、GICSの使用を求めるとし、未だGICSを用いていない場合には、他の報告目的のために当局または上場している取引所が要求する別の産業分類システム等の使用を許容すること
- GICSを用いない場合、使用した産業分類システムと当該産業分類システムを選択した基礎を説明すること

6 関連する改訂後のISSB基準が適用可能となった日以後、適用可能とする

7 サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準（案）」

(審議の方向性)

こうした市場関係者の懸念やISSBにおけるIFRS S2号改訂の議論を踏まえた審議の結果、GICSの取扱いについて次の方向性で検討されています。

- 2024年3月に公表した公開草案を変更し、産業別に分解したファイナンスド・エミッションおよびグロス・エクスポージャーの開示を求め、その産業分類にGICSを使用することを求めるものの、当面の間、産業別に分解したファイナンスド・エミッション等の開示をしないことができる旨を経過措置として定める
- 結論の背景において、ISSB基準が改訂された場合には、SSBJ基準においても同様の改正を行うかどうかの議論を行う予定であることを記述する

(審議資料) [第48回サステナビリティ基準委員会審議資料—審議事項A2-2](#)

(参考) これまでの審議の状況

審議	論点
第37回サステナビリティ基準委員会 (2024年8月21日)	開発にあたっての基本的な方針
第38回サステナビリティ基準委員会 (2024年9月5日)	産業横断的指標等 (気候関連のリスク及び機会)
	産業横断的指標等 (資本投下)
	産業横断的指標等 (報酬)
	用語の修正 (「金額」)
第39回サステナビリティ基準委員会 (2024年9月19日)	ガイダンスの情報源における「SASBスタンダード」及び「産業別ガイダンス」の取扱い
	IFRS S1号B4項及びB5項に相当する定め取扱い
第40回サステナビリティ基準委員会 (2024年10月3日)	スコープ1およびスコープ2温室効果ガス (GHG) 排出に関する開示
	スコープ3GHG排出に関する開示
	スコープ1、スコープ2およびスコープ3のGHG排出の絶対総量の合計値の開示
	GHGの種類別の開示
	GHG排出の測定に用いる排出係数
	内部炭素価格 表示単位および端数処理
第41回サステナビリティ基準委員会 (2024年10月16日)	レジリエンスの評価
	公表承認日および後発事象
	法令で別段の定めを置いている場合
	期中に企業結合が生じた場合
第42回サステナビリティ基準委員会 (2024年10月30日)	気候基準案51項に関する検討
	地球温暖化係数に関する取扱い
	気候基準案53項および54項に関する検討
	気候基準案52項および64項に関する検討
	つながりのある情報と後発事象
	コメント対応表
第43回サステナビリティ基準委員会 (2024年11月14日)	適用基準案70項に関する検討
	適用基準案71項に関する検討
	測定アプローチに関連する開示の検討
	ファイナンスド・エミッション
	コメント対応表
	指標の報告のための算定期間に関する再提案 (文案検討)

審議	論点
第44回サステナビリティ基準委員会 (2024年11月28日)	「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合」
	自発的なフル適用の場合における別段の定め
	経過措置
	当委員会の補足文書とするIFRS S1号及びIFRS S2号の付属ガイダンス、並びにISSBの教育的文書
	コメント対応表
第45回サステナビリティ基準委員会 (2024年12月16日)	確定基準公表後の対応
	「サステナビリティ開示基準の適用」の文案
	「一般開示基準」の文案
第46回サステナビリティ基準委員会 (2024年12月26日)	「サステナビリティ開示基準の適用」の文案
	「一般開示基準」の文案
	「気候関連開示基準」の文案
第47回サステナビリティ基準委員会 (2025年1月23日)	指標の報告のための算定期間に関する取扱い
	コメント対応表（2024年11月公開草案）
	「サステナビリティ開示基準の適用」の文案
	「一般開示基準」の文案
	「気候関連開示基準」の文案
	「公表にあたって」の文案

■ 関連資料紹介

- [【書籍】Q&Aでわかる IFRSサステナビリティ開示基準](#)
- [【書籍】サステナビリティ経営・開示のための GHG排出量算定ガイドブック](#)
- [SSBJの審議動向](#)
- [サステナビリティ開示基準／その他開示制度](#)

■ ソーシャルメディアのご紹介

リサーチ／報告書、解説記事、動画による解説など、KPMGの知見を集めた独自コンテンツを発信しています。



■ KPMG Japan Insight Plusのご紹介

<https://kpmg.com/jp/ja/home/campaigns/2022/04/insight-plus.html>

KPMG Japan Insight Plusは、KPMGジャパンの会員制ウェブサイトです。

記事、動画、セミナー、メールマガジン等を通じ、ビジネスのプラスとなるインサイト（洞察・考察）を会員の皆様にお届けします。

■ KPMG Japan Insight Plusのコンテンツ例

- IFRS®サステナビリティ開示基準への対応セミナー第1回～第3回（動画）
- IFRS S1号・S2号の導入における実務上のポイント
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー サステナビリティ開示基準が求めるガバナンスとリスク管理
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー サステナビリティ情報に関するプロセス整備
- プライム市場上場を確実にするための最先端の「コーポレートガバナンス・コード」及び「サステナビリティ開示」への対応～2大テーマの勘所を押さえる！

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するように努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません。（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

あずさ監査法人トップページ(Link)

■ **会計・開示コンテンツ (Link)**

■ **日本基準 (Link)**

■ **IFRS会計基準 (Link)**

■ **米国基準 (Link)**